

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和5年2月4日 09時40分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市浅島南方沖 下枯木島灯台から真方位070° 2.4海里付近 (概位 北緯33°13.0′ 東経129°32.9′)
インシデントの概要	プレジャーボートFlapper'sは、航行中、燃料不足で主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年2月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Flapper's、5トン未満（長さ6.79m）
船舶番号、船舶所有者等	292-33476長崎、株式会社C&F
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 6m/s、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、長崎県諫早市久山港を出港し、回航先の佐世保市鹿町町の船溜まり（以下、単に「船溜まり」という。）に向けて航行中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機を点検したところ、燃料タンクの燃料油がなくなっているのを認め、運航不能と判断し、海上保安庁に救援を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視船により、船溜まりまでえい航され、燃料タンクに給油したところ、船外機が始動した。</p> <p>船長は、本船の操船経験が6回ほどあり、いずれも長崎県大村湾内の久山港と西海橋との往復であり、燃料油約40ℓで航行できていたので、本インシデント当時、久山港と西海橋との往復距離と同程度である船溜まりまでの航行に当たって、燃料油約40ℓを給油し、また、予備として燃料油約20ℓを準備しており、大村湾を通過したところで、予備の燃料油約20ℓを補充していた。</p> <p>本船の運転席パネルには、燃料計が取り付けられており、本インシデント当時は故障により、残油量を確認できなかった。</p> <p>船長は、湾内航行時の燃料消費量に基づき、約60ℓの燃料で回航できると思って大村湾から外海に出た際、正面から風波を強く受けるようになり、その影響で予想以上に燃料を消費したのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、久山港から船溜まりへ回航するに当たり、船長が、湾内航

	<p>行時の燃料消費量に基づき、約60ℓの燃料で回航できると思って航行したことから、外海に出て正面から風波を受ける中、燃料消費量が増し、燃料が欠乏して船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、久山港から船溜まりへ回航するに当たり、船長が、湾内航行時の燃料消費量に基づき、約60ℓの燃料で回航できると思って航行したため、外海に出て正面から風波を受ける中、燃料消費量が増し、燃料が欠乏して船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、計器類を点検整備すること。 ・ 船長は、燃料油の残量及び消費燃料を把握し、航行予定距離に応じた燃料を積載するとともに、風浪等の影響を受けやすい外海を航行する際は、十分な予備燃料を搭載すること。